

10月7日付 山陰中央新報

総合 平成12年10月7日(土) 第3号 鳥取県鳥取市

山陰 中央新報

2000年(平成12年)10月7日(土曜日)

第21124号(日刊)

鳥取県西部中心に強い地震



境港6強、米子5強、松江5弱

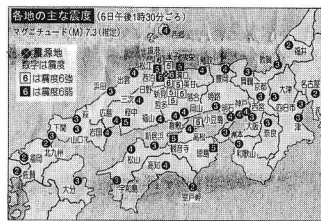
山陰両県 35人が重軽傷

知事 災害援助法の適用申請

六層半(約19メートル)の高層ビルが倒壊した。境港市、日野町、鳥取市、出雲市、松江市で被害を受けた。鳥取県西部を中心とした山陰両県に強い地震が発生した。鳥取県西部を中心とした山陰両県に強い地震が発生した。鳥取県西部を中心とした山陰両県に強い地震が発生した。



群衆部分などバシヤンコに倒壊した出雲大社上道教会—境港市上道町、6日午後4時10分



鳥根原発 異常なし

鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。鳥根原発の異常なし。

米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。米子自動車道は道路が通行止め。

山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。山陰両県 35人が重軽傷。

10月12日付 山陰中央新報

被災者生活再建支援法

境港、米子、日野に適用

県西部地震

1世帯 100万円限度に支給

県は十一日までに「被災者生活再建支援法」の適用を境港市、米子市、日野町にすると決めた。家屋全壊などの被災者に対し、一世帯当たり百万円を限度に支援金を支給する。同法の規定を満たさない他の町村被災者について、県は町村と協力して同様の制度を設ける方針。

今回の地震で全壊した一世帯。申請窓口は各市町村は十一日午後四時現在、境港市が六十一世帯、米子市十四世帯、日野町十六世帯。三市町の場合、同法規定の「十以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害」を超え、支援金が支給される。支給対象は全壊、半壊の

以上八百万円以下で六十歳以上の世帯もしくは要援護世帯の場合、複数世帯、単数世帯とも各半額ずつ支給される。

県内では現在、全壊世帯が九十九。同法では一つの都道府県内で百以上の世帯の住宅が全壊した場合、都道府県内全域の被災者に同様の支援金が支給される」と定めているため、三市町以外の被災者にも支給される可能性が高くなった。

年収五百万円以下の世帯では、複数世帯に百万円が支給され、単数世帯が七十五万円になる。年収五百万円以上七百万円以下で四十五歳以上の世帯もしくは要援護世帯と、年収七百万円

10月8日付 山陰中央新報

米子など4市町 災害救助法適用

震度6強を記録した鳥取県西部大地震から一日たった七日も、県西部を中心に震度4の余震が相次いだ。被害は判明するのに従って拡大、山陰両県の重軽傷者は九十七人に達した。懸命の復旧作業で、ライフラインや交通網などは持ち直し始めたが、住民が元の生活を取り戻すには、まだ時間がかかりそうだ。米子市と日野、西伯、溝口の三町は七日までに、災害救助法が適用された。余震はさらに続く可能性があり、鳥取県災害対策本部（本部長・片山善博知事）は、引き続き警戒を呼び掛けている。

(第3種郵便物認可)

10月18日付 日本海新聞

鳥取県西部地震

住宅再建へ公的補助

県全国初300万円を上限

鳥取県は県西部地震で住宅が全半壊、一部損壊し、建て替えや補修が必要となった世帯を対象に、全国の自治体では初めて公的補助制度を導入する。建て替えの限度額は300万円とする方針で、県が三分の一、市町村が三分の一を負担。市町村と相談した上で早急に予算を組む。十一月初旬の臨時議に諮る。

建て替えの割合、補助五十万円。負担割合は五町村、本人が三分の一の費用は、負担していた。十日本編の場合は県と市町村で半分ずつ、五十万円以上の場合は、市町村が三分の一を負担する。市町村が三分の一を負担する。市町村が三分の一を負担する。市町村が三分の一を負担する。

鳥取県西部地震



鳥取県西部地震で倒壊した米子市内の民家。6日午後3時30分

(第3種郵便物認可)

米子市、り災判定に苦慮

想定外の「液状化」

国の基準では支援なし

鳥取県西部地震の被災地の市町村窓口では、り災証明書の発行業務が進んでいるが、液状化など想定外による国家被害の多き米子市では、「全壊」「半壊」「一部損壊」と分類されるり災の判定に頭を悩ませている。

市独自の判断で救済へ

り災証明書は、市町村、交付金の交付、昇降金の交付、家の被害の状況や支給や保険の申請などに、建築士市町村職員が必死で、市町村が独自の判断で、国の基準のり災判定を行って、り災証明書の発行を行っている。米子市では、り災証明書の申請を受け付けている米子市役所窓口



り災証明書の申請を受け付けている米子市役所窓口

り災の程度については、建築士市町村職員が必死で、市町村が独自の判断で、国の基準のり災判定を行って、り災証明書の発行を行っている。米子市では、り災証明書の申請を受け付けている米子市役所窓口

り災証明書の申請を受け付けている米子市役所窓口

10月22日付 日本海新聞

り災証明書の申請を受け付けている米子市役所窓口

米子 月報

（第8種郵便物認可）

米子 水鳥公園 仮復旧工事そつと進めます

鳥取県西部地震で米子市彦新田の水鳥公園（小関利孝館長）は観望所（ネイチャーセンター）の一部が陥没、閉鎖を余儀なくされた。米子はセンター周辺に仮観望小屋とプレハブの建設を検討しており、二十日にも構内整備に着手する予定だが、一方で、工事で重傷なが入れば、音に敏感な水鳥が逃げまどうとの懸念もあり、本格的な水鳥シーズン前に関係者は頭を悩ませている。

音に敏感 水鳥逃げる？



地盤沈下で傾斜したネイチャーセンター

中布田町・彦新田区で地盤沈下を引き起こす未整備地を利用して五十、ネイチャーセンター前に開園した同公園の一部が陥没して傾いた。六日の地震で液状化ほか、園路や駐車場も陥没がいたる所で発生。浸水も発生するなど、地中から砂と水が噴出し、現在は閉鎖されている。

シーズン前に関係者苦悩 完全修理は来春以降

被害額は約五億円。一方、十八日は冬初来。本格的な水鳥シーズン前には、市の仮の観望所となるプレハブの建設を検討中。センターの周囲に園遊者の用いられる二階、指廊、風待機用、一階の計三棟（棟約八畳分）を建設する。小関館長は「見学者に不便をかけるまい。一月後を目標に完成させたい」としている。

しかし、水鳥は非常に音に敏感なため、市観光課の手口は慎重だ。仮の「園路整備で重機などの騒音が出れば、鳥は驚いて飛んで逃げまどう」と懸念する。同公園職員によると、以前はセンターの中にいた見学者の多くが地

震後、公園内の道路で観察するようになり、鳥たちが周囲の音に敏感になっているという。市田課長補佐は「センターの仮復旧工事の前で水鳥が一斉に飛び立ってしまわないよう、園路の整備にも細心の注意を払いたい」としている。センターの本格的な復旧工事について、市観光課は「本来なら早急に着工し、騒音を通じて工事を行いたいが、鳥への配慮から夜の工事は当然無理。昼間でも騒音が少ないよう配慮が必要で、実際にどうするかは、シーズンが終わる来年四月以降になるのでは」と話している。

10月23日付 日本海新聞

住宅修理や援助資金…

米子市が復旧相談室開設

県西部 被災者支援窓口を統一



米子市役所4階に開設された災害復旧相談室

鳥取県西部地震の被災者に対する困りや不安の支援制度が具体的に固まりつつある中、米子市は二十日、被災状況に該当する支援制度や事業について総合的に相談できる「災害復旧相談室」を市役所4階に開設した。地震被害から庁舎一階ホールなどに開設していた被害相談窓口を二本化し、住宅の建て替えや解体・撤去費用の助成など全十五事業の適用について市民の問い合わせに応じる。

同市は地震被害の七口「資金など」被災状況に該当する具体的な支援制度「災害復旧相談室」を市役所4階に開設した。地震被害から庁舎一階ホールなどに開設していた被害相談窓口を二本化し、住宅の建て替えや解体・撤去費用の助成など全十五事業の適用について市民の問い合わせに応じる。

10月24日付 日本海新聞

な事務手続などについて問い合わせたい。災害復旧相談室は、米子市役所4階に開設されている。問い合わせは、災害復旧相談室窓口（電話：0854-51-5001）まで。相談時間は、午前9時から午後5時。休日は休む。相談料は無料。相談室には、市役所職員が対応する。相談室には、市役所職員が対応する。相談室には、市役所職員が対応する。

「元気いっぱい！鳥取県」を宣言する観光関係者



「元気いっぱい！鳥取県」宣言

11月7日付 日本海新聞

鳥取県西部地震の発生から丸一カ月を迎えた六日、県内の観光関係者約三百人が米子市皆生温泉に集結し、地震による風評被害の払しょくに向けて「元気いっぱい！鳥取県」を宣言した。

風評被害 払しょくへ 県内の観光関係者ら集結

や城津の水産関係者たちが集まり、片山善博知事が「地震に打ち勝って鳥取県の観光振興に向かってみんなで力を合わせて頑張りたい」とあいさつ。鳥取県観光協会が「私たちが鳥取県の観光関係者は全国の皆さまに安心して鳥取県にお越しいただくために施設が通常通り元気いっぱい営業していることを宣言します」と訴え、参加者全員で「元気いっぱい！鳥取県」を宣言した。

この日、皆生温泉の皆生グラウンドホテル天水前広場には地元・皆生温泉

山陰 中

県西部地震

まだ続く平衡感覚障害

米子・安倍彦名 健康診断で住民訴え

鳥取県西部地震にも後遺化現象で、建物が傾くなどの被害を受けた米子市安部の安倍彦名(48)は、健康診断を受けた。午前10時から午後4時までに、同市内の保健所や主婦ら三十一人が問診や血圧測定、健康相談を受けた。被災から一カ月経たず現在、平衡感覚障害を訴える人がいることがわかった。



血圧測定を問診など健康診断を受ける住民(米子市安部、中ノ海) 県保健所

百七十戸約七百人が住んでおり、同団地内では「中ノ海(仮称)」で、米子保健所の医師や米子市が傾いた。そのため、震災の健康診断が相談に当たった。診察した矢野誠一(米子保健所長)によると、「目まいや頭痛、腰痛を訴える人が出た。健康相談は、同団地自治会(安田秀徳会長)が要請したを受けて米子市に訪れている人もいた。

11月9日付 山陰中央新報

観光・宿泊施設には地震の被害ありません

「元気な米子市」アピール

大阪で市観光協会

大助・花子さんも応援

鳥取県西部地震の発生後も元気な米子市を紹介しようと、米子市観光協会（会長・森田隆朝米子市長）のキャンペーン隊が十三日、大阪市北区の大阪桐杏学園で関西マスコミ関係者や旅行者らを対象に観光情報説明会を開いた。境港市出身の漫才師、宮川大助さんも妻の花子さんと応援に駆け付け、宿泊施設、観光施設には被害がなかった「元気な米子市」を参加者にアピールした。



石尾寿朗同協会副会長が「宿泊施設、観光施設には大きな被害はなかった。皆生温泉も通常通り元気に営業しております」とあいさつ。

大助さんも、二週間前に故郷の境港に帰郷した印象にふれ、「理め立て地の液化化現象や古い建物の破損はあったが、米子、境港の地盤は頑丈で、観光施設の影響はなかった。これからの季節、皆生温泉につかり、日本海の海の幸を満喫してください」と山陰観光を応援。花子さんも「私自身、病

「観光施設に大きな被害はありません」とPRする宮川大助さん

気をしたが今は元気に生き延びた。今回の西部地震は全国の皆様に鳥取に目を向けていたという機会となった。災いを転じて福となる」と鳥取の魅力を紹介した。

この後、観光協会や観光施設の担当者らが施設をはじめ歴史、観光、特産物などを紹介。「地震の前と同じように多くの方に鳥取県に来ていただきたい。それが私たちの励みです」と結んだ。

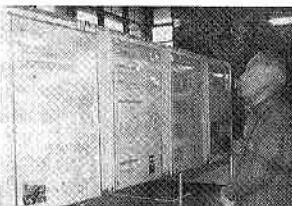
11月15日付 日本海新聞

液化化などパネル解説

米子市役所に展示

米子市役所の一階ロビーで、液化化現象などを説明した鳥取県西部地震に関するパネル展が開かれ、訪れる市民に「自分の住む地域の地盤や活断層にもっと関心を持って」と呼び掛けている。三十日まで。

パネルは、中国地方基



米子市役所ロビーで開かれた鳥取県西部地震のパネル展

料の芳賀保夫教授が提供する「など家屋の被害を減らす方法を図解。また、防災工学が専門で、元米子高専建築学科教授。鳥取県西部地震の被害図や、今回特徴的だった液化化被害、県西部の活断層と地盤、家屋の地震対策などを十枚のパネルを使ってわかりやすく解説している。

このうち、液化化については、そのメカニズムのほか、「まわりを矢板で囲む」「ベタ基礎にする

希望者には、中国地方基礎地盤研究会が作成した耐震性復旧工事指針が分けてもらえる。連絡は同研究会（電0849-38-2111）へ。

11月23日付 日本海新聞

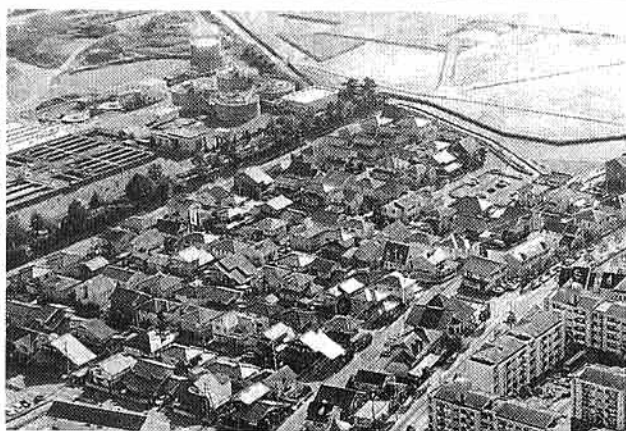
12月14日付 読売新聞

12月14日

2000年(平成12年)12月14日(木曜日)

(第三種郵便物認可)

県西部地震被害 液状化被害 成田住宅公社が助成



県西部地震で液状化現象の被害を受けた安倍・彦名団地

全壊に150万円 米子の2団地 全国初ケース

県住宅供給公社(八木秀隆理事長)は十三日、同公社が分譲し、県西部地震で被災した米子市内の住宅団地の世帯に全壊百五十万円、半壊百万円、一部損壊五十万円を液状化対策助成金として一律支給することを決めた。住宅開発を行う公社が住宅再建を支援するのは全国初。県が行う住宅復興補助金制度や液状化した地盤などの補強の補助とも併用でき、最高で約五百六十七万円が支給される。

助成対象は、公社が造成し一九八二―一九九一年にかけて建て売り住宅を分譲した「安倍・彦名団地」(百六十八世帯)と「富盛団地」(三百十一世帯)。市が発行したり災証明が基準になり、公社による助成を受けるのは全壊の十二世帯、半壊の百十三世帯、一部損壊の四十三世帯になるといふ。

両団地とも砂地の地盤で、地震では液状化現象で住宅が傾いた。とくに安倍・彦名団地では全世帯の九割に当たる百五十一世帯が一部損壊以上の被害を受けた。このため同団地では災害復興委員会を結成し、公社や県、市に住宅復興対策を要請していた。

公社は「法的な責任はないと思うが、公社を信頼

して住宅を購入した方が道義的責任を感じる」として助成金の支給に踏み切った。

県は被災住宅の建て替えに三百万円を補助する住宅復興補助金制度を創設。また、液状化対策で住宅の基礎修理や地盤強化に限度額百五十万円の助成を決めており、公社の助成を含めると、建て替えて最高五百六十七万円、補修で三百万円が支給される。

安倍・彦名団地では現在、傾いた住宅を元に戻すジャッキアップを順次進めており、災害復興委員会の矢野博司委員長は「ジャッキアップだけでも四百万円、五百万円かかる。誠意は認めるが、今後も公社とよく話し合いたい」と話している。

大沢川被災家屋復興へ 「相談室」を開設

と市 米子

鳥取県西部地震で被害を受けた米子市大沢川の地上家屋復興に向け、鳥取県と米子市は十三日、米子市靴町一丁目の県西部総合事務所「大沢川被災家屋復興相談室」を開設した。十八日まで土曜日を返上し、午前九時から午後七時まで被災者からの住宅再建に関する相談を受ける。

県議会で復興にかかわる関連予算が通過したの

を受け、県は同日から地上権設定に伴う測量に着手。併せて相談室を開設した。

相談室には、制度、建築、融資など、市の専門職員約十人が待機。初日は午前中だけでも五人の被災者が訪れ、「具体的にいくら補助金が出るのか」「うちの家の測量調査にはいつから入るのか」と質問していた。

大沢川は県が所有し、米子市が管理する農業用排水路。地上家屋に地震被害が集中したことから、県と市は復興特別対策事業費として約十四億五千万円を予算化。地上権設定を条件に、地盤改良や家屋修理に補助することになっている。補助対象は同市上後藤二区と旗ヶ崎三区の四十九戸。

鳥取県西部地震記録集

平成 14 年 1 月発行

編集・発行 米子市総務部総務課
〒 683-8686
鳥取県米子市加茂町 1 丁目 1 番地
TEL 0859-23-5331 FAX 0859-23-5390
米子市 HP アドレス
<http://www.city.yonago.tottori.jp/>

印 刷 株式会社エック

